

介護老人保健施設

介護老人保健施設

現状・課題

1. 介護老人保健施設の現状

- 介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設であり、先般成立した地域包括ケア強化法による介護保険法の改正において、その役割をより明確にした。【参考資料P 1、P 8～9】
- 介護老人保健施設の請求事業所数は、平成19年から平成28年にかけて、3,445事業所から4,201事業所に増加し、受給者数においても30.9万人から35.9万人に増加している。【参考資料P 4～5】
- 平成24年度介護報酬改定においては、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する観点から、在宅復帰の状況及びベッドの回転率等を指標とした基本報酬（在宅強化型）や加算（加算型）を導入した。
その基本報酬等を算定する施設の割合は平成26年6月時点の約25%から、平成28年10月時点の約43%に増加している。【参考資料P 10～12】
- 介護老人保健施設については、在宅復帰率が高い程、
 - ・リハビリテーション専門職や支援相談員が多く配置されている
 - ・退所前カンファレンスの実施が多く行われている
 - ・積極的に施設内看取りを行っている等の傾向が見られるが、同時に、ベッド稼働率が低くなる傾向も見られた。【参考資料P 13～18】

介護老人保健施設

現状・課題

2. 介護老人保健施設におけるリハビリテーションについて

- 平成21年度介護報酬改定において、多職種によるリハビリテーション計画の作成・見直し等を評価するリハビリテーションマネジメント加算について、「PDCAサイクル」の流れを評価したものであることや、その算定実績を踏まえ、基準省令に加算要件を加筆するとともに、本体報酬に包括した。【参考資料P32～33】
- また、平成27年度介護報酬改定においては、心身機能へのアプローチのみならず、活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションを推進する観点から、通所・訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメントの強化を評価した。【参考資料P34～35】
- 介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメントの実施状況について、在宅強化型においては他の類型に比べて「入所前後訪問指導の実施」、「入退所前後以外における自宅等への訪問の実施」等が多く実施されているが、在宅強化型であっても、「入所前後訪問指導」の実施率が1割未満の施設は約4割となっている。【参考資料P25】
- 在宅強化型の介護老人保健施設で実施されている通所リハビリテーションについては、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱの算定割合が約3割である一方、従来型では、その算定割合は1割未満である。
また、介護老人保健施設におけるリハビリテーションの平均実施時間については、在宅強化型で1週間当たり124.1分、加算型で78.6分、従来型で66.1分となっている。【参考資料P26、31】

介護老人保健施設

現状・課題

3. 介護老人保健施設における医療について

- 介護老人保健施設は、医療面と福祉面のサービスを一体として提供し、入院治療後に家庭・社会復帰できるようにすることを目的に、医療機関と特別養護老人ホームの長所を兼ね備えた中間施設として創設された医療提供施設である。【参考資料P8】
- 平成24年度介護報酬改定においては、退所先に医療機関が多かったことから、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合の施設内での対応を評価することとし、所定疾患施設療養費を設けた。【参考資料P40】
- 一方、その後の状況として、主な退所先が依然として医療機関となっている利用者や、肺炎や尿路感染症を強く疑う状態の利用者に対して、原則、施設内で治療しないことを対応方針とする施設が一定程度存在している。
また、介護老人保健施設で実施される医療処置として、喀痰吸引や経管栄養の実施率はそれぞれ5.8%、8.9%であった。【参考資料P23、41～45】
- 退所後に居宅で生活する場合、利用者の心身の状況等について、介護老人保健施設の医師からかかりつけ医へ情報提供を行う等の連携が重要となるが、退所時にかかりつけ医と特に連携していないとする割合が21.2%、薬剤を中止・変更する際、中止・変更前にかかりつけ医にあまり説明しないか全く説明しないとする割合が84%であり、かかりつけ医との連携は必ずしも十分な状況ではない。【参考資料P46～47】

4. 療養病床から転換した介護老人保健施設について

- 資料3（介護療養型医療施設及び介護医療院）のP8（5. 療養病床から転換した介護老人保健施設について）を参照

介護老人保健施設

論点

- 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援の役割機能をより強化していく観点から、報酬体系の簡素化にも配慮しつつ、その機能の評価の在り方について、どのように考えるか。
- 通所・訪問リハビリテーションにおいて、心身機能へのアプローチのみならず、活動・参加にも着目したリハビリテーションを推進する観点から、リハビリテーションマネジメントの強化を評価していることを踏まえ、介護老人保健施設で提供されるリハビリテーションの在り方についてどのように考えるか。
- かかりつけ医との連携を含め、介護老人保健施設で提供される医療について、どのように考えるか。